

相模原市立環境情報センター利用承認等申請書(学習室及び活動室)

相模原市立環境情報センター指定管理者あて

次のとおり申請します。

		申請年月日	平成 29 年 4 月 1 日			
申請者	住所又は所在地	〒 相模原市中央区富士見1-3-41				
	団体名	相模原●●会				
	代表者名	相模 花子				
	電話番号	〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇				
会場責任者	住所又は所在地	〒 相模原市中央区富士見1-3-411				
	氏名	環境 太郎				
	電話番号	△△△ (△△△△) △△△△				
利用年月日	平成 29 年 4 月 25 日(月)		利用料金の減免申請	あり		
利用件名				利用人数	人	
利用区分	利用施設等	学習室 (定員85人) 利用料金	活動室 (定員50人) 利用料金	利用内容	減免率 (%)	利用料金
	午前 (9 : 00 ~ 12 : 00)		1,500円			
	延長・繰上 (12 : 00 ~ 13 : 00)		570円	460円		円
	午後 (13 : 00 ~ 17 : 00)	<input checked="" type="checkbox"/>	2,000円	1,600円		円
	延長・繰上 (17 : 00 ~ 18 : 00)	<input checked="" type="checkbox"/>	570円	460円		円
	夜間 (18 : 00 ~ 22 : 00)		2,200円	1,800円		円
	全日 (9 : 00 ~ 22 : 00)		5,700円	4,600円		円
その他	○持ち込む特別設備等の有無		○販売行為の有無			
	<input checked="" type="checkbox"/> 無 有 (特別設備等承認申請書が必要です。)		<input checked="" type="checkbox"/> 無 有 (販売行為等許可申請書が必要です。) ※原則、販売行為等は禁止しています。			
減免理由 (施設の設置目的に 合致した場合)	市が主催し、又は共催する環境の保全および創造に関する事業のために利用するとき。					
	国又は県が主催する環境の保全および創造に関する事業のために利用するとき。					
	環境の保全及び創造に関する活動を行うことを目的とする団体が主催する行事等のために利用するとき。					
	指定管理者が条例第26条の規定により行う同条第9号の事業のために利用するとき。					
受付日等	平成 年 月 日()			利用料金	円	
受付番号	号			減免金額	円	
				利用料金計	円	

【注意事項】

- 直接又は電話で施設の仮予約をした後に本申請書を提出してください。
- 記入する箇所は、黒太線内としてください。
- 利用区分を跨いでご利用される場合、間の延長・繰り上げ料金の支払いは不要です。